

八尾市立納骨堂募集要綱

名称・所在地・開館日時・参拝方式	八尾市立納骨堂(八尾市南植松町三丁目50番地の3八尾市立斎場2階) 午前9時～午後5時15分(休館日は原則として1月1日のみ) 間接参拝方式(納骨堂内の祭壇で参拝)
募集納骨壇	5段式ロッカー形式(内径幅337mm 奥行345mm 高さ327mm) ※骨壺に収めた遺骨(焼骨)等を納骨していただきます。
使用期間・更新	4月1日から2年間(年度途中の申込みは2度目の3月31日まで) 「使用許可更新申請」は使用期間満了直前の1月～2月に受付
使用料	1区画2年につき15,600円一括納付 2年未満の場合は月額650円×使用月数(1カ月未満でも1カ月分) ※所得基準額以下の世帯は免除制度あり ※納骨堂使用者が市外転出された場合は1.5倍の金額
申込みできる人	■次の①及び②の両方に該当することが必要です。 ①本市に住民登録をしてお住まいの世帯主の人 ②現に遺骨(分骨を含む)を管理し埋火葬許可証又は分骨証明書をお持ちの人 もしくは、他の納骨堂・墓地から遺骨を移し改葬許可証を本市に提出できる人 ※使用中の市外転出及び遺骨承継(市外の人も含む)の場合は継続使用可
申込方法	■次の①～⑨を持参のうえ、世帯主が直接お越しください。 ①世帯主が来られない場合⇒別添「委任状」※親族等の方がお越しください。 ②別添「納骨堂使用許可申請書」 ③印鑑(認印) ※世帯主の自署の場合は押印不要 ④本人確認書類 ⑤「埋火葬許可証」(火葬執行済の記載のあるもの)又は分骨証明書 もしくは改葬許可証の原本 ⑥申込者の住民票の写し(世帯全員の氏名、続柄、本籍等記載のもの) ⑦申込者の戸籍謄本 ⑧死亡者(遺骨)の死亡及び申込者との続柄を証する戸籍謄本等(戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍等) ※死亡者の名前・生年月日・死亡年月日と申込者の名前・生年月日・死亡者との続柄の記載があることが必要です。 ※外国人の方は、それに代わる出生届、婚姻届、死亡届等の写しを提出してください。 ⑨市立納骨堂使用者親族連絡先表 ☆申込先 環境施設課 曙町2-11 で随時受付 (月～金：午前8時45分～午後5時15分) ※使用料納付を確認した上で「納骨堂使用許可書」を発行します。 ※納付期限までに全額を指定金融機関に振り込まなかった場合は、申請を辞退したものとみなします。

使 用 料 の 還 付	納骨壇を返還されたときは残存期間の使用料を還付します。
使 用 許 可 取 消 し	①遺骨等の収蔵以外の目的に納骨壇を使用したとき。 ②使用権を譲渡し、又は転貸したとき。 ③虚偽又は不正な目的で使用許可を受けたと認められるとき。 ④法令、条例、規則、要綱、市長の指示に従わないとき。 ※使用許可取消しの場合は使用料の還付ができません。
注 意 事 項	①次の場合は市長へ書面での届出又は申請が必要です。 ア.遺骨等の収蔵又は取出をするとき。 イ.本籍、住所、氏名等の変更があったとき。 ウ.納骨堂使用者の死亡等により地位の承継を行うとき。 ②提出された書類等は返却しませんのでご了承ください。 ③納骨堂の管理上等で必要があると認めるときは遺骨等を移転させ、又は納骨壇を返還してもらう場合があります。

八尾市 環境部 環境施設課

○八尾市立リサイクルセンター学習プラザ 八尾市曙町2―11 電話(072)991-7362・(072)992-2139

☆[大阪バス]八尾志紀線 近鉄八尾駅前～JR志紀駅の「曙川コミセン前」下車南西へ徒歩15分

☆近鉄八尾駅前から南南東へ、又は近鉄高安駅から南西へ徒歩40分

☆JR八尾駅から南東へ徒歩30分、又はJR志紀駅から北西へ徒歩20分

☆車でお越しの方は、青山通り「曙町1」交差点を東へ約80m、八尾市土木管理事務所西隣

八尾市立納骨堂

○八尾市立斎場2階 八尾市南植松町3-50-3 電話 (072)923-1493

☆国道25号線「南植松町3丁目」交差点から南へ約300m

☆近鉄バス停「南太子堂」下車東へ徒歩10分

☆JR八尾駅から南へ徒歩20分